

(仮称) 江戸川浄水場排水処理施設整備等事業

落札者決定基準

平成 1 6 年 7 月

千葉県水道局

目 次

I	審査の基本的な考え方	1
II	審査方式	1
1	資格審査	1
2	事業提案審査	1
III	審査の流れ	2
IV	資格審査	3
1	基本的要件	3
2	参加資格要件	3
(1)	応募企業、各構成員及び協力企業に共通の参加資格要件	3
(2)	応募企業及び代表企業に共通の参加資格要件	4
(3)	各業務を行う者の参加資格要件	4
V	事業提案審査	6
1	入札	6
2	基礎審査	6
(1)	業務要求水準の要件	6
(2)	事業シミュレーションの要件	6
(3)	資金調達の要件	6
(4)	長期収支計画の要件	6
(5)	業務遂行能力の要件	7
3	定量化審査	7
(1)	価格に関する評価	7
(2)	質に関する評価	8
VI	優秀提案の選定と落札者決定	9

I 審査の基本的な考え方

（仮称）江戸川浄水場排水処理施設整備等事業（以下「本件事業」という。）は、高濃度汚泥を処理する濃縮施設を新設し、低濃度の汚泥は既存の濃縮施設を継続使用するとともに、それぞれの汚泥を処理する脱水施設を新設し、あわせて施設の維持管理・運営と発生土の再生利用業務を実施するものである。

本件事業においては、事業者の創意工夫による排水処理施設の整備や維持管理・運営等の事業の効率化はもとより、信頼性の高い施設の整備や適正かつ確実な維持管理・運営等による安定的な事業運営を求めている。また、排水処理施設は環境への負荷が比較的大きい施設であり、地球環境や周辺環境への配慮についても評価したいと考えている。

II 審査方式

本件事業は、競争性、透明性及び公平性を確保しつつ、県水道局の求める様々な創意工夫を最も発揮した事業者を選定するために、総合評価一般競争入札方式を採用し、本落札者決定基準を用いて審査を行う。

審査は、「資格審査」と「事業提案審査」の2段階に分けて実施する。

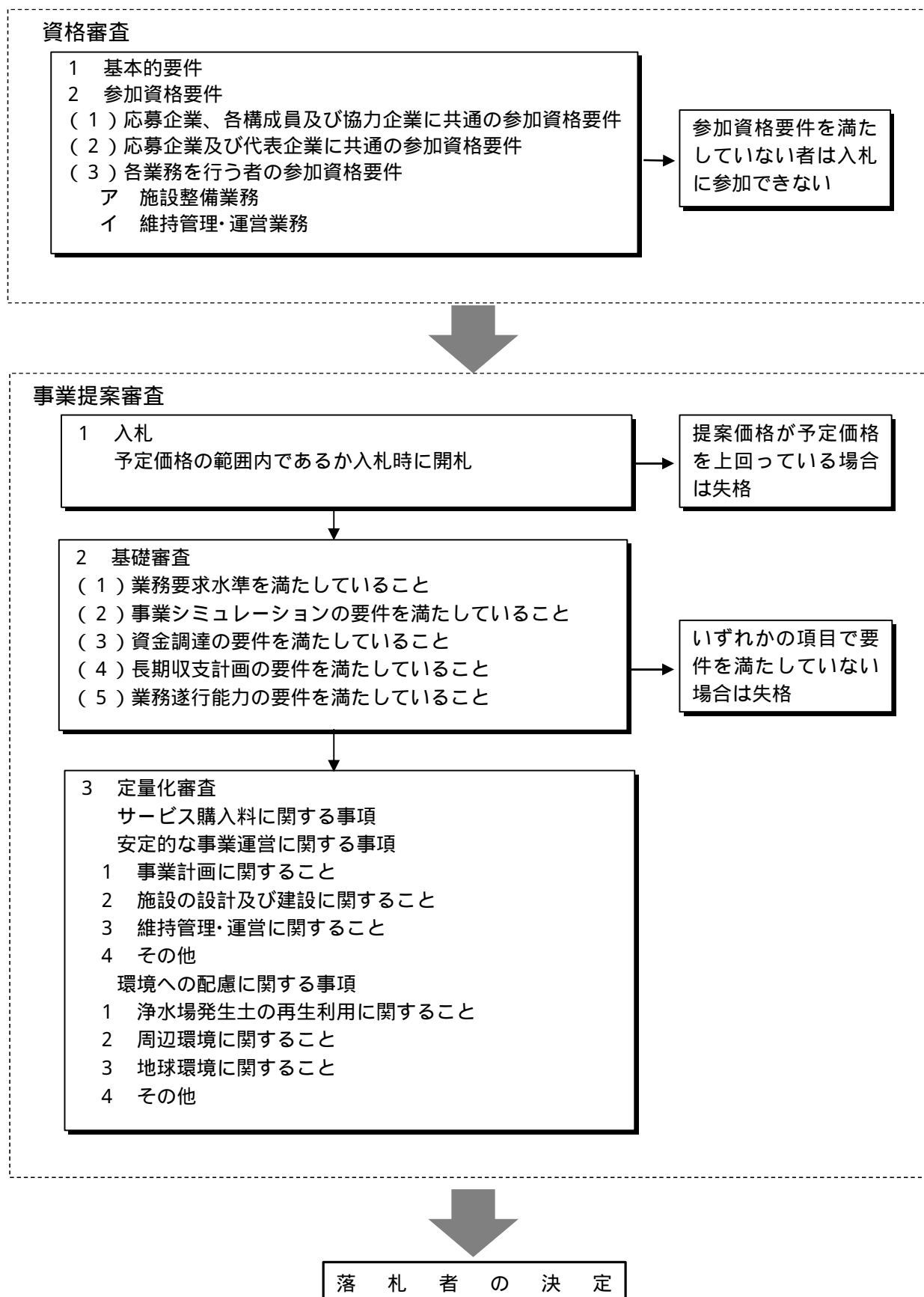
1 資格審査

資格審査では、入札参加者の参加資格要件、各業務を行う者の法的要件等について確認する。

2 事業提案審査

事業提案審査では、「入札」、「基礎審査」及び「定量化審査」の3段階を経て、優秀提案を選定し、落札者を決定する。

III 審査の流れ



IV 資格審査

1 基本的要件

- (1) 入札参加者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

なお、応募グループにあっては、応募グループを構成する企業（以下下記 2 (3) ア (ア) c を除き、「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、当該代表企業が入札手続を行うものとする。

- (2) 入札参加者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下「参加表明書等」という。）の提出時に、応募企業又は構成員及び協力企業（応募企業又は構成員以外の者で、事業開始後、特別目的会社から本件事業の業務を直接受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）の名称及び携わる業務等を明らかにすること。

なお、応募企業、構成員又は協力企業のうちのいずれかが、本件事業に係る複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務は、業務範囲を明確にした上で応募企業、構成員又は協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。

- (3) 参加表明書等を提出した後は、代表企業の変更を認めない。また、代表企業を除く構成員及び協力企業の変更も原則として認めないものとする。
- (4) 応募企業又は構成員は、他の応募グループの構成員又は協力企業になることはできない。ただし、維持管理・運營業務のうち、発生土再生利用業務については、この限りでない。

2 参加資格要件

- (1) 応募企業、構成員及び協力企業に共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 参加表明書等の提出期限日から入札日までの間に県の指名停止措置を受けていない者であること。

なお、入札日から落札決定の日までの間に、県の指名停止措置を受けた場合は、当該入札参加者は失格とする。

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

オ 参加表明書等の提出期限日から過去 1 年間に係る法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 本件事業のアドバイザー業務に関与した株式会社三菱総合研究所、三井安田法律事務所若しくは日本上下水道設計株式会社又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある次の各号に掲げる者でないこと。

a アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又は出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

b アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又は出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

c 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

（ 2 ） 応募企業及び代表企業に共通の参加資格要件

応募企業及び代表企業は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿又は千葉県物品等入札参加業者適格者名簿（委託）に登載されていること。

（ 3 ） 各業務を行う者の参加資格要件

ア 施設整備業務

（ア）共通要件

施設整備業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

a 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されていること。

b 開札日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以後に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受け、各業種ごとに示す総合評定値又は総合評点（客観点数）を上回っていること。ただし、設計業務は除くものとする。

c 平成 6 年度以降に、工事が完了し、引渡しが終わった上下水道又は工業用水道の日量 1 万立方メートル以上の主要な各施設の整備を、元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限る。）として施工した実績を有すること。

d 設計業務を除く各施設整備業務に係る主任技術者又は監理技術者は、上記 c に規定する工事の実績がある者を専任で配置できること。

なお、監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。

(イ) 設計業務

- a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 土木工事

- a 建設業法第3条の規定により、土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 総合評定値又は総合評点(客観点数)が920点以上であること。
- c 監理技術者は、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(エ) 建築工事

- a 建設業法第3条の規定により、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 総合評定値又は総合評点(客観点数)が850点以上であること。
- c 監理技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(オ) 機械器具設置工事

- a 建設業法第3条の規定により、機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 総合評定値又は総合評点(客観点数)が940点以上であること。

(カ) 電気工事

- a 建設業法第3条の規定により、電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 総合評定値又は総合評点(客観点数)が860点以上であること。
- c 監理技術者は、一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 維持管理・運營業務

維持管理・運營業務のうち保守管理業務、排水処理業務及び上澄水の返送業務を行う企業は、次の要件を満たしていること。

- (ア) 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿(委託)に登載されていること。
- (イ) 平成6年度以降に、上下水道又は工業用水道の排水処理施設の運転管理業務実績を有すること。

V 事業提案審査

1 入札

入札参加者の提案価格（20年間を通じたサービス購入料の総額）が、県水道局の設定する予定価格の範囲内であるかを開札時に確認する。

提案価格が予定価格の範囲内である入札については、基礎審査を行う。

提案価格が予定価格を上回っている入札については、失格とする。

なお、入札執行回数は1回とする。

2 基礎審査

入札参加者の提案内容が、県水道局が求める次の要件を満たしていることを確認し、これら要件を全て満たしていない場合は失格となる。

（1）業務要求水準の要件

ア 整備等業務に係る要件

イ 維持管理・運営業務に係る要件

ウ 業務遂行上の留意点

（2）事業シミュレーションの要件

提案価格に次の要件を反映していること。

ア 物価変動率を見込まないで提案していること。

イ 入札説明書で指定した基準金利を用いていること。

ウ 付保を条件としている第三者賠償保険及び火災保険又は建設工事保険の保険料が適切に見込まれていること。

エ 支払利息の計算方法が適切であること。

オ 業務要求水準書を踏まえ、業務ごとに見積もった費用と長期収支計画とが合致していること。

（3）資金調達の要件

ア 資金調達方法、金額、条件などが明示されていること。

（4）長期収支計画の要件

ア 長期収支計画全体の計算に誤りがないこと。

イ 各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと。

ウ 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと。

(5) 業務遂行能力の要件

応募企業又は代表企業、あるいは構成員のうち特別目的会社へ出資や劣後融資を行う企業は、次の項目に対する要件を満たしていること。

ただし、これらの要件を満たしていない場合は、代替信用補完措置が付されていること。

項 目	要 件	評価指標
資金確保	提案事業に必要な資金が既存の事業活動の中で生み出され、事業を行うにあたっての資金の確保が可能なこと。 (代替信用補完措置が必要となる場合) 事業キャッシュフロー ¹ あるいは総キャッシュフロー ² が2期連続でマイナスである場合	事業キャッシュフロー 総キャッシュフロー
信用力	過去の経営状況等で総合的な信用力があり、事業を計画通りに遂行し得る財政力があること。 (代替信用補完措置が必要となる場合) 経常収支が3期連続で赤字あるいは、直近期が債務超過である場合	経常収支 自己資本金額

1 事業キャッシュフロー：営業利益＋営業外収益－営業外費用＋減価償却

2 総キャッシュフロー：税引後損益－配当・役員賞与＋減価償却

3 定量化審査

定量化審査は、加算方式により評価を行う。

総合評価点は100点満点とし、サービスの価格に関する配点を70点、サービスの質に関する配点を30点とする。

総合評価点(100点満点)＝価格に関する評価点(70点満点)＋質に関する評価点(30点満点)

各評価は、原則として次の基準により行い、評価点は小数点以下第4位を四捨五入する。

(1) 価格に関する評価

採点は、入札金額が最も低いものを満点(70点)とし、次順位以下では、最低入札金額との差額について1.3億円/点の割合で算出した点数を満点から減点するものとする。

$$\text{各入札参加者の価格点} = 70 - \frac{(\text{各入札金額} - \text{最低入札金額})}{1.3 (\text{億円/点})}$$

(2) 質に関する評価

提案内容の評価項目、配点及び対応する様式番号は表 1 のとおりとする。

採点は、表 1 の中項目の配点内で小項目毎の加点により行う。

表 1 定量化審査における評価項目と配点

分類	大項目	中項目	小項目 (評価内容)	配 点	様式番号
	サービス購入料に関する事項			70.00	
	安定的な事業運営に関する事項			20.00	
	1 事業計画に関すること			5.50	
		事業の安定性	・資金調達計画の検討熟度が高く、調達の確実性が優れた提案となっていること	2.50	6-2-4 ~ 6-2-10
			・収支計画及びキャッシュフローの内容が適切であり、不測の事態に対応するための資金にゆとりがあること		6-2-1 ~ 6-2-2 6-3-6 ~ 6-3-9
		リスクへの対応	・リスクの分担者及び対応策が具体的かつ適切であること	2.00	6-1-1 ~ 6-1-2
			・保険内容が具体的に明記されており補償金額や内容が適切であること		6-1-3 ~ 6-1-4
		破綻時の対応	・事業期間を通じて破綻時にも金融機関への返済が滞らない計画になっていること	1.00	6-2-3 6-3-6
	2 施設の設計及び建設に関すること			7.50	
		安定性・信頼性の確保	・汚泥の受入能力に余裕のある施設・設備となっていること	6.00	7-1-2 7-1-13 7-2-1 ~ 7-2-14 7-4-2 12-1 ~ 12-7
			・故障の発生し難い施設・設備となっていること		7-1-2 7-1-13 7-2-1 ~ 7-2-14 7-3-1 ~ 7-3-10
			・故障、停電及び点検時等において業務への影響の少ない施設・設備となっていること		7-1-2 7-1-13 7-2-1 ~ 7-2-14 7-3-1 ~ 7-3-10
			・上澄水の均等均質な返送に優れた施設・設備であること		7-4-2 7-1-2 7-1-13 7-2-7 ~ 7-2-8 8-5-1 ~ 8-5-3 12-4
			・水害等の災害に強い施設・設備であること		7-1-2 7-2-15 7-3-11 7-4-1 7-5-3
			・次期設備更新に関するゾーニング及び動線が具体的であること	1.50	7-1-3 7-1-12 7-5-1 7-5-5 7-5-7
		設備更新への配慮	・作業スペース、搬入口の確保など大型部品の搬出入への配慮に優れていること		7-1-3 7-1-12 7-5-1 ~ 7-5-2 7-5-4 7-5-6
			・維持管理が容易な建物の構造、仕様となっていること		7-1-3 7-5-1 7-5-3 7-5-8

(次頁へ続く)

分類	大項目	中項目	小項目（評価内容）	配 点	様式番号
	3	維持管理・運営に関すること		6.00	
		通常時における維持管理業務	・高濁度時、冬季など汚泥の量と質の変動への対応計画が具体的であり優れていること	2.50	7-1-4 7-2-1～7-2-14 7-3-1～7-3-10 8-1-1～8-1-2
			・計画的な保守点検及び修繕により、有効な故障等の予防策が講じられていること		7-1-4 8-4-1～8-4-28
		実施体制	・通常時及び非常時における維持管理・運営の実施体制が優れ、責任の所在が明確となっていること	1.50	7-1-5 8-8-1～8-8-2
		非常時の対応計画	・故障時、非常時における維持管理・運營業務についての対応策が具体的であり優れていること	1.50	7-1-6 8-9-1～8-9-2
		保安体制	・誤作動の防止及び労務災害での対策が具体的かつ有効であること	0.50	7-1-7 8-10-1
	4	その他	・事業の安定性に係わることでその他の有効な提案があること	1.00	
	環境への配慮に関する事項			10.00	
	1	浄水場発生土の再生利用に関すること		5.00	
		再生利用業務の安定性	・再生利用受入可能量に余裕があること	3.50	7-1-8 9-1-1
			・再生利用受入先から、受入表明書を取得していること		7-1-8 9-1-2
			・受入表明書を取得している再生利用先の実績が豊富であること		7-1-8 9-1-1
			・受入事業者が複数有り、1社が受入れ不能に陥っても他の受入事業者がカバーする等の対策が取られていること		7-1-8 9-1-1
		再生利用用途の拡大	・セメント原料ではない再生利用方法が提案されていること	1.00	7-1-9 9-1-1
			・浄水場発生土の含水率の管理等、品質管理に優れていること		7-1-9 9-5
		発生土の管理	・一時保管場所の確保等により、安定的に再生利用を行う上での工夫があること	0.50	7-1-8 9-4-1 9-4-2
	2	周辺環境に関すること		2.50	
		建設段階	・大気汚染の防止が図られていること（排出ガス抑制、浮遊粒子状物質対策建設機械の使用等）	1.00	7-1-10 10-1-2
			・騒音・振動・粉塵・交通・電波障害・地盤沈下等の予測と状況把握及び対策が優れていること		7-1-10 10-1-2
		維持管理段階	・騒音・振動・粉塵・悪臭の対策に優れていること	0.50	7-1-10 10-1-2
		景観	・施設の構造や配置及び緑地の確保等、景観への配慮に優れていること	0.50	7-1-10 10-1-1 10-1-2
		発生土再生利用	・浄水場発生土の運搬に係わる騒音・振動・粉塵の対策に優れていること	0.50	7-1-10 10-1-2
	3	地球環境に関すること		1.50	
		地球環境への負荷軽減	・二酸化炭素及び窒素酸化物の排出量が具体的な根拠に基づき算出され、その排出量が少ないこと	1.50	7-1-11 10-4-1～10-4-2 10-5-1～10-5-2
	4	その他	・環境への配慮でその他有効な提案がなされていること	1.00	
	合 計			100.00	

VI 優秀提案の選定と落札者決定

- ・ P F I 事業推進委員会は、本落札者決定基準に基づいて入札参加者の提案内容を審査し、優秀提案者を決定する。なお、審査の結果、総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、くじ引きにより優秀提案者を決定する。
- ・ 県水道局は P F I 事業推進委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。